

「たんぼ小町ちゃん」キャラクターデザインの利用許諾に関する要綱

平成 18 年 4 月 26 日訓令第 31 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市が「きりたんぼ発祥の地」の都市イメージを確立するためのシンボルとして制作した「たんぼ小町ちゃん」キャラクターデザインの利用許諾 に関し必要な事項を定めその適正な利用を促進することにより市の観光、物産の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「キャラクターデザイン」とは、別図に示す「たんぼ小町ちゃん」キャラクターの基本デザイン及びその展開デザインで市長が定めるものをいう。

(利用許諾の申請)

第 3 条 キャクターの利用許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「たんぼ小町ちゃん」キャラクターデザイン利用許諾申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請ができる者は、鹿角市に住所を有する個人、法人その他の団体とする。
ただし、制作を請負うものが鹿角市以外に住所を有するものであることを妨げない。

(利用許諾の基準)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の申請があった場合において、その内容を適当と認めるときは、その利用許諾をするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾をしないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の信用を高めるために利用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用すると認められるとき。
- (5) 市及びキャラクターデザインをおとしめると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほかキャラクターデザインの利用を不相当と認めるとき。

(利用を許諾した場合の処理等)

第 5 条 市長は、第 3 条第 1 項の規定による申請があった場合において、利用許諾をしたときは「たんぼ小町ちゃん」キャラクターデザイン利用許諾通知書（様式第 2 号）により、利用許諾をしないことを決めたときは「たんぼ小町ちゃん」キャラクターデザイン利用不諾通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

(利用許諾の期間)

第 6 条 利用許諾の期間は、1 年以内とする。

(利用の対価)

第 7 条 キャクターデザインの利用に係る対価は徴収しないものとする。